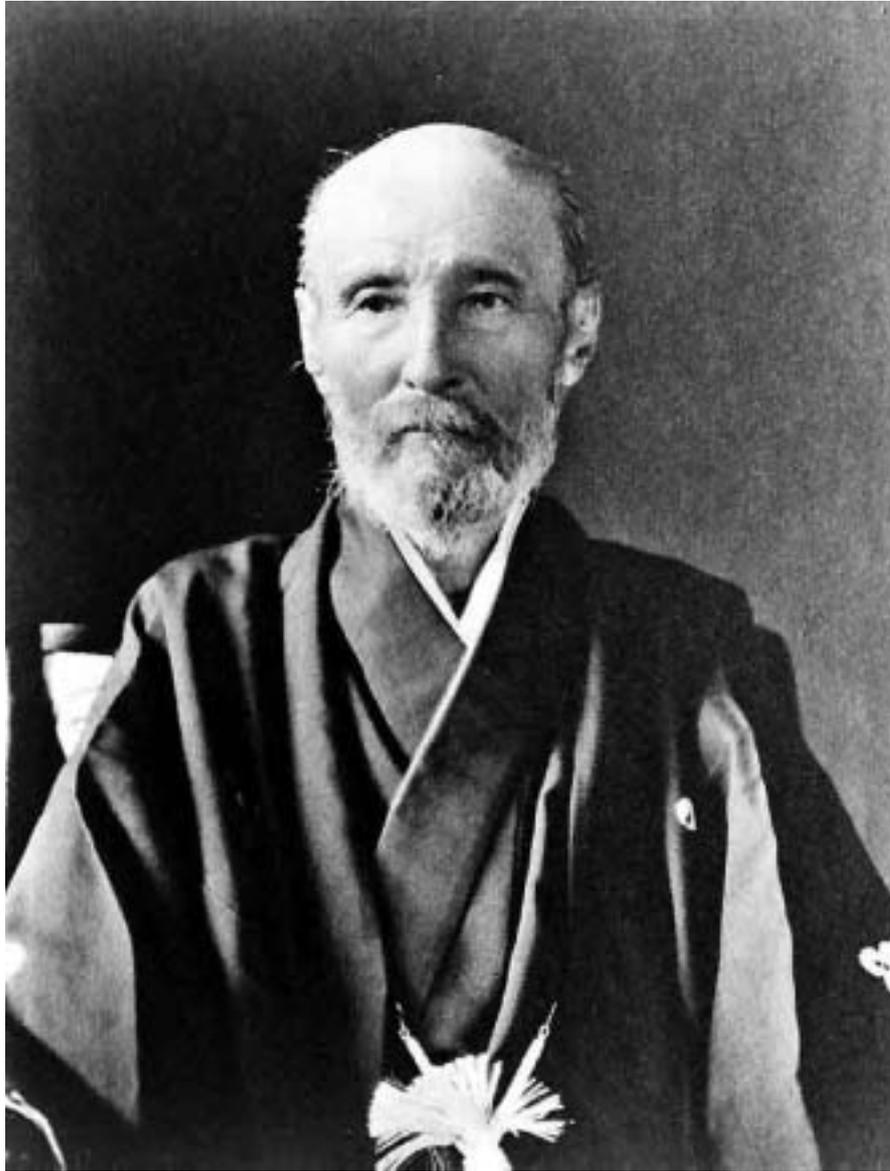


# 伊庭貞剛小伝

環境対策の先駆者



末岡 照啓



目次

一 初めに 田中正造の演説

二 故郷の旅立ち

生い立ち  
幼少期の貞剛  
西川吉輔との出会い  
新政府への出仕

三 司法官から住友へ

粟田口処刑事件  
函館裁判官への就任  
大阪上等裁判所を辞任  
広瀬幸平の勧誘  
大阪本店での活躍

四 別子煙膏問題の発生と四阪島への移転

別子鉱山への赴任  
紛争の打開策  
四阪島への製錬所移転  
製錬所の誘致運動  
広瀬幸平の反対意見  
伊庭の四阪島移転上申書

五 別子銅山の大規模植林

本庄種之助の山林上申書  
伊庭亭剛の植林思想  
設計部と山林課の設置  
別子山の森林計画と植林本数

六 住友の総理事として

事業の多角化  
家法の改正  
大阪本店への帰任  
事業は人なり  
総理事就任と事業精神の確立

七 引退とその後

老人の跋扈  
晩晴にあらがれて  
煙膏問題から学ぶもの  
実話としての「子を植えた男」  
貞剛の遺言 つねに理想に望んで

参考文献



## 一 はじめに 田中正造の演説

二一世紀は地球環境の世紀といわれている。わが国で、環境問題が公害として認識されたのは、今からおよそ一〇〇年以上も前のことで、栃木県の足尾鉍毒問題と愛媛県の別子煙害問題がその原点とされている。明治三十四年（一九〇一）三月二十二日、足尾鉍毒事件を追及する田中正造は第一五回帝国議会において、別子銅山では経営者の判断によって製錬所そのものが、新居浜から瀬戸内海の無人島「四阪島」に移されることを高く評価し、次のように賞賛している（『田中正造全集 第八巻』）。

伊予ノ国ノ別子銅山ハ、第一鉍業主八住友テアル、ソレ故社会ノ事理人情ヲ知ツテ居ル者デ、己ガ金ヲ儲ケサヘスレバ宜イモノダト云フヤフナ、サフ云フ間違ノ考ヲ持タナイ

この四阪島への製錬所移転を断行し、荒れ果てた別子の山々に植林した経営者が、住友二代総理事の伊庭貞剛、後の「幽翁」である。

## 二 故郷の旅立ち

### 生いたち

弘化四年（一八四七）一月五日生まれの伊庭貞剛は、近江国蒲生郡西宿村（現

滋賀県近江八幡市西宿）の

出身である。伊庭家は、近

江源氏の流れをくむ旧家で、

その屋敷は中山道に面して

いた。父貞隆は、泉州伯太

藩（渡辺氏、一万三五〇〇

石、現大阪府和泉市）の近

江湖東領の代官を務めてお

り、厳格な性格で村人から



伊庭邸跡（近江八幡市）



父貞隆の雑画帳（幕末期）

た。その後、貞剛の弟に潤吉（後、北脇家養子）・鋭吉（後、本莊家養子）、妹に米（後、広瀬満正夫人）が生まれた。父貞隆は、成長するわが子のしぐさを戯画に残している。

### 幼少期の貞剛

父貞隆は仕事の合間に家塾を開いて村人に教育をほどこしていたが、幼名を耕之助と称した貞剛もまた父の指導によって漢学の基礎を学んだ。剣術は、肥前大村藩の脱藩士で近江八幡に道場持つ小島一郎の道場へ通い、帰りには易行寺の赤松住職から国文・漢籍の手ほどきを受けた。貞剛は、毎日前の晩から竹刀や道具を用意して置き、夜の明けきらない内に裏のあぜ道から近道をして近江八幡へ走ったが、たまに遅刻して父親に見つかると、「未だぐづぐづして行きなさらんか」と怒鳴られるので、前の晩に母が手伝うこともあったという（足立宇三郎『新堂什八郎翁』）。その行き帰り、貞剛はあぜ道で行き交う行商の老婆たちに必ず道を譲った。すると老婆たちは、邸宅の前を通るたびに、「この御子息は慈悲深いお方じゃ」と口々に語り合つので、村中の評判になったといわれている。

少年貞剛は、小鳥や犬などの生き物が大好きであったが、潔癖な父はこれを

嫌ったので、自然と樹木や草などのありのままな素直な姿に惹かれるようになり、幼い頃から事物をはぐくみ育てることが一番の楽しみであった。文久元年（一八六一）貞剛一五歳の時、父貞隆は泉州伯太の本藩詰めとなったので、長男貞剛は母や幼い弟と妹の面倒を見ることになった。

## 西川吉輔との出会い

文久三年（一八六三）、一七歳の貞剛青年は、友人に誘われて近江八幡にほど近い江頭村に幽閉されていた西川吉輔に面会した。西川吉輔はもとと近江八幡の干鯛問屋の主人であったが、勤皇の志が厚く帰正館という家塾を開いていた。同年二月に西川は同志とともに京都等持院の足利三代（尊氏・義詮・義満）

木造の首を切り落とし、これを三条大橋にさらした罪で親類預けとなっていた。



四天流剣術免許初目録（慶応3年）

にさらした罪で親類預けとなっていた。徳川幕府という強大な体制を批判する西川は、当時の常識人からするとかなりの危険人物であったが、貞剛は少しもこれにこだわらなかつた。むしろ西川に面会するや、その思想に深く共鳴し、師弟の契りを交わして門弟となった。西川の指導によって貞剛は始めて、国家や社会がどういふもので、どうあるべきかということを知ることができた。また、慶応三年（一八六七）八月二十二日には、小島一郎から長年の修行を認められて、四天流剣道の免許皆伝を授けられた。

## 新政府への出仕

慶応四年（一八六八）正月六日、新政府の金穀出納掛を勤める西川から貞剛宛てに出京を促す書状が届いた。これには「志士積年の素養は、ただ今日ある

が為なり、時機まさに至る、君よ起つて君国に尽くせよ」と記してあつた。貞剛は二三歳の成人に達していた。母に上洛の決意を告げるつもりでいたが、母や幼い兄弟を残して争乱の地へ旅立つことは人情として忍びなかつた。ついに夜半を過ぎ皆が寝静まつた頃、母に師の手紙を示して旅立ちの決意を伝えた。「どうぞ五十歳になるまで私にお暇を戴かして下さい。命さえ無事であれば、成功しても、成功しなくとも、その時はきつと帰宅してご孝養をいたします」と告げたのである。翌朝、母は七草の雑煮で前途を祝し、手甲・脚絆・両刀など旅装を整えてくれた。上洛した貞剛は、師西川の紹介で京都御所の禁衛隊に編入され、諸藩の藩士とともに京都御所や市内の警備に当たつた。同年九月にいつたん任を解かれ帰省した貞剛は、年末に鉾山司の役人として西宿に立ち寄つた叔父広瀬宰平と出会い、天下の情勢とともに語つた。翌明治二年（一八六九）正月、貞剛は再び上洛し、三月に京都御留守刑法官の監察司知事野呂九右衛門の紹介で刑法官小監察に抜擢された。これが母と五十歳を過ぎるまで長い別れとなつた。

## 三 司法官から住友へ

### 粟田口処刑事件

明治二年（一八六九）三月、京都御留守刑法官の小監察となつた伊庭貞剛は、同年七月の官制改革で弾正台の巡察属に任命された。弾正台は、刑部省とともに刑法官を廃止して新設された司法機関で、刑部省と同じく東京に本部、京都に支部を置いた。弾正台は、国権の確立と風紀の肅正、内外非違の糾弾を目的とし、弾奏は大政官を経ないで直ちに奏聞された。その台員には、諸藩の剛直清廉の士が任じられており、貞剛にふさわしい職場であつた。

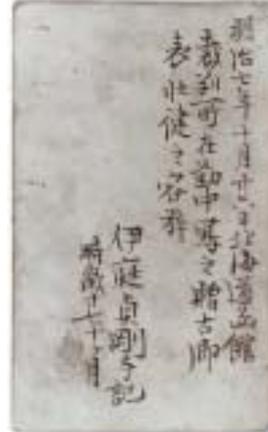
明治二年九月四日、政府の重鎮大村益次郎が京都二条木屋町で、元奇兵隊の神代直人等に襲われ、その傷がもとで落命した。神代等の刺客は、大村の提唱する廃刀令や国民皆兵制が、武士の威信低下につながるという理由で襲撃したが、直ちに捕らえられた。刑部省京都支部は、政府大官の暗殺は重罪として、

十二月二十日に京都の粟田口処刑場で斬首の刑に処すると決し、その前日に突  
然、この次第を明らかにしないまま、処刑に立ち会つよう弾正台員に命令し  
てきた。処刑当日、伊庭小巡察をはじめとする若手の弾正台員は当方への同意  
のない処刑は無効として、粟田口処刑場へ馬で乗り付け、処刑をいったん中止  
してしまつた。いわゆる「粟田口止刑一件」と呼ばれる事件である。刑部省京  
都支所は、改めて翌二十一日に処刑を執行し、その不始末を東京の弾正台本部  
へ訴えた。

明治三年二月十三日、東京の弾正台本部は、事件を重く見て小巡察以上を東  
京の本部に呼び出し尋問することにした。これにより、伊庭は長年お世話にな  
つた西川吉輔に暇乞いをする、「身は遠く離るるともよよしやよし、吉野の花  
を君な忘れそ」という一首を送られた。国家に尽くす初心と信念を忘れないよ  
うに、という師の温かい饒別の言葉であつた。同年三月四日、伊庭小巡察は東  
京本台での尋問に対して、「素ヨリ手順ノ不立儀故、御猶予相願候儀ニ付、今日  
ニ至り別段以前ヲ非トハ心得不申候」、「粟田口止刑始末（三）」と述べ、刑部省  
の手続きが悪いので、処刑の猶予を願ひ出たまでで、今日に至つても別段悪い  
とは思つていないと持論を正々堂々と供述している。結局、伊庭たちには何の  
お咎めもなく、全員東京勤務となつた。

### 函館裁判官への就任

明治四年（一八七二）一月、伊庭は弾正台大巡察として、参議広沢正臣の暗  
殺事件調査のため、上司の渡辺昇（肥前大村藩士）とともに調査に当たり、刺  
客大楽源太郎逮捕のため長崎に出張している。同年七月、官制改革により司法  
省が設置されると、伊庭は司法小解部に任官し、以後累進して同五年八月に司  
法省小検事、六年十月に函館裁判所に転勤となり、七年十月に同所の権少判事  
に就任した。函館勤務は九年三月まで、貞剛二七歳の秋から三〇歳の春まで約  
三年間であつた。明治七年十一月三十日、貞剛は叔父広瀬宰平宛て書状のなか  
で、「叔父八四国ノ山中ニ鉦石ヲ掘リ、甥八北海ノ浜ニ法ヲ執ル、豈人間ノ第一  
快事ナラズヤ」と述べている（「広瀬家文書」）。叔父宰平は別子銅山で国家公益



函館裁判官時代の肖像写真と裏書き（明治7年）

の事業を行い、自分は函館で各  
国領事と交際し、国家の法律を  
はずかしめないよう日夜奮励し  
ており、遠く離れていても、共  
に天下国家へ尽力していること  
が誇らしかつたのである。ここ  
ろが、その喜びもつかの間、翌  
年九月には新妻の松が乳児を残  
して二三才で病没した。当初、  
伊庭の転任辞令は一年の約束で  
あつたが、上司は二年経つても  
その約束を守らなかつた。

伊庭は妻の葬儀を済ませた翌月  
ついに業を煮やし司法省のトップ大木喬任に対して、「不平は公然と申上げねば  
ならぬ。公然と申上げられないような不平は、真の不平ではないと思ひます」  
といつて、上司たるものが士を遇するに、道を以てしないことに不満を漏らし  
たのであつた。大木司法卿もこれをすなおに認め、伊庭は明治十年三月に帰京  
し、九月には大阪上等裁判所の判事へと栄転した。

### 大阪上等裁判所を辞任

しかし、官界の風紀は、佐賀の乱、萩の乱、秋月の乱という士族の反乱に見  
られるように悪くなつていた。明治十年（一八七七）西南戦争で西郷隆盛が、  
鹿児島島の城山で自害して果てると、薩摩藩と長州藩の出身者が要職を占める藩  
閥政治となり、明治維新の自由闊達なる気風は消え失せてしまつた。伊庭のよ  
うな一介の小役人が司法省のトップに自由にものがいえる時代ではなくなつて  
きたのである。天下・国家を考えてきた伊庭にとって、官界は住むべき世界で  
はなくなつてきた。田舎に帰つて郷里のために尽くし、母への孝養も果たした  
いと考へた伊庭は、明治十一年十二月に大阪上等裁判所に辞表を提出した。辞

表には、官職を全つするのが本来の志であったが、「在郷ノ父母、追々老衰ニ及ヒ、他ニ侍養ノ者無之、且止ヲ得サルノ事情モ有之候ニ付」(「伊庭家文書」と記してあった。故郷の父母が老衰のためとあるが、これは表向き理由であり、やむを得ざるの事情というのが貞剛の真意であろう。貞剛時に三歳であった。

### 広瀬宰平の勧誘

明治十一年(一八七八)十二月、伊庭貞剛は郷里へ帰る挨拶をしようと叔父広瀬宰平の勤める住友本店を訪ねた。当時広瀬宰平は住友家の総理代人(後の総理事)として、事業全体の実権を掌握しており、大阪商法会議所の副会頭として財界活動にも積極的であった。広瀬は、前途ある有能な若者がこのまま田舎に埋もれることを惜しみ、住友に入ることを熱心に勧めた。伊庭は「既に帰郷のことは両親に通じてあります」といつて固辞したが、広瀬は「君の年齢に急いで郷里に帰る必要なし、両親には当方より事情を述べて承諾を求めよから」と引き留めた。その間の事情について、貞剛自身は次のように語っている(明治十二年「別子銅山視察下書」伊庭家文書)。

余ヤ江州薛偶二産シ、賤劣飛才ノ身ヲ以、官途ニ従事スル已ニ拾年、拜命シテ大阪ニ来リシヨリ四年間、昨十一年ノ冬十二月、広瀬氏ノ突然余ニ語テ云、汝住友氏ノ為ニ力ヲ尽スノ意ナキヤ否、余答テ云、其意無キニ非スト雖、何ンセン未タ鉦山ノ学ヲ修メス、又商法ノ道ヲ講セス、故ニ固ク之ヲ辞ス、広瀬氏赦サス(以下略)

貞剛は、叔父宰平の勧誘に「住友に勤める気もないではないが、鉦山学や商法に疎いので、固辞したところ、



広瀬宰平 (明治 25 年)

宰平叔父は許してくれなかった」といっているのである。明治十二年一月十九日、貞剛はその間の事情を、宰平長男の満正あて書状なかで、「小子義も旧臘(十一月)、御尊父ノ懇憑(懇請)ニより、住友氏ノ為ニ勉強従事ス

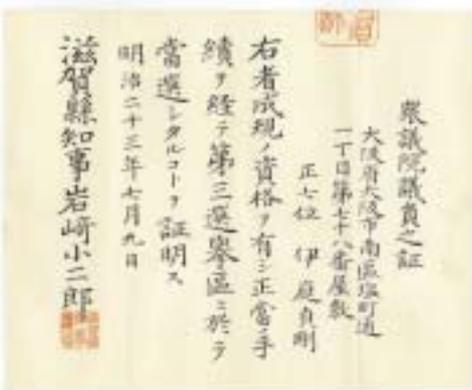
ルコトニ決意、辞表ヲ呈シ候得共」と記している。同年一月二十一日、ようやく大阪上等裁判所から辞職の許可が下りたので、伊庭は二月一日付けで叔父宰平の説得に折れて住友へ入社することにした。月給は四〇円、裁判官時代の半分以下であった。明治九年に再婚した梅は、思わず嘆息したというが、もとより伊庭は地位や名譽のために住友入りしたわけではない。広瀬の説く「住友氏八四百年來鉦業ニ従事シ、家法ノ如キモ、自ラ慣習ニ出ルモノ少ナカラス、然レトモ、其營業ノ方針ハ、未タ曾テ一己ヲ利スルカ如キ傾キアルヲ見ス(中略)」、故ニ余モ不肖ナリト雖トモ、居常ニ公利公益ヲ旨トシテ營業ノ針路ヲ取ル」(「広瀬宰平氏演説」といって、住友の事業精神に惚れ込んだのである)。

### 大阪本店での活躍

明治十三年(一八八〇)五月一日、伊庭は過去の実績やその手腕により早くも大阪本店支配人に就任した。同年八月九日に広瀬は、伊庭を大阪財界の重鎮五代友厚に「就ては拙店支配人伊庭貞剛なる者、参堂致させ候あいだ、一応御逢ひ下し置かれ候(中略)、此者は当春弊店に雇入れ候えども、其実學生の甥に候あいだ、此未々別て御懇命を仰ぎたく、万事御引立下されたく候」(「五代友厚関係文書」一卷)と紹介している。叔父宰平の貞剛に寄せる期待と喜びがこの文面にあふれている。同年十月、以後、伊庭は明治二十七年七月四日に別子鉦山支配人に転動するまで、宰平の片腕として住友家の事業や、財界活動に活躍した。とくに外部にあつては大阪商船(現、商船三井)・大阪商業講習所(現、大阪市大)・大阪紡績(現、東洋紡)の設立に尽力し、それぞれの役員・校長となった。

### 衆議院議員当選証 (明治 23 年)

明治二十三年七月一日、伊庭は滋賀県選出の第一回衆議院議員となるが、親友で嵯峨天童寺の義山和尚は「定め





住友友純

て御迷惑と察し奉り候、なるべくお断り置くべきよう、御注意まで」との書簡を寄せた(『伊庭家文書』)。伊庭の性格をよく知りぬいた義山の親切心であった。同年十一月、住友当主の急逝により、広瀬は跡継ぎ問題など伊庭の手腕に期待して住友への復帰を求めた。翌二十四年六月一日、伊庭は内務大臣

の品川弥二郎に衆議院議員の辞職願を提出したことを告げ、その理由として「其訳は昨冬住友家の不幸より広瀬も非常に力を落し、同家之事を案じ、小生留守中ひどく心配致し候よし」と述べている(『品川弥二郎関係文書 第二巻』)。すると、松方正義総理大臣や品川等からも慰留の書簡が寄せられたので、七月二日に広瀬は伊庭に代わって品川に「同人(伊庭)之性質をして政事主義は不適當にて、春來脳病を發し到底堪え難く、民間の農商工の分野で国家の發展に尽くさせたいので、住友への復帰を松方総理へ懇願してほしいと返書している(『品川弥二郎関係文書 第六巻』)。

その間、伊庭は国や地元と住友の板挟みになって苦悩し、しばし天龍寺のある京都嵯峨野に遊んだ。六月二十七日付の発句に「しばし世の暑さのかれて嵯峨の奥」がある(『広瀬満正宛て書状(広瀬家文書)』)。七月七日、伊庭は辞職が聞き届けられたので住友に復帰し、本店支配人として徳大寺隆磨を住友家の婿養子に迎えるため、実兄の徳大寺実則や西園寺公望と折衝した。そのとき伊庭は、住友入りを躊躇する隆磨に対して「住友の財産といった所で何程のものでもなく、たかが銅を吹いて儲けた位のもの故、潰してもらって結構です。」と答えて安心させたという(『住友春翠』)。こうして、明治二十五年四月に隆磨は養嗣子となり、翌年四月に一五代住友吉左衛門(友純)を襲名した。伊庭は、家長友純のもとで住友の事業に専念することになった。

## 四 別子煙害問題の発生と四阪島への移転

### 別子鉱山への赴任

明治二十六年(一八九三)九月、新居浜では製錬所の亜硫酸ガスが農作物を枯らす煙害が発生し、農民暴動を引き起こした。こうした騒然とするなか、明治二十七年一月に元別子理事の大島供清は住友を辞職して、以後十月まで広瀬の事業方針について、当主吉左衛門友純へ投函し、新聞へ投書するなど執拗に誹謗中傷を繰り返した。当時の別子支配人久保盛明は煙害への対応がまずく、また広瀬の威を借りた態度が別子職員の間で反発を買い内紛が顕在化した。

明治二十七年七月四日、伊庭はこれら人心の動揺と煙害問題、いわゆる内憂外患を鎮めるため、別子支配人を志願し、同月十一日に単身別子に赴任した。広瀬の甥にあたる伊庭の赴任はまさに命がけであった。出発に当たり、品川弥二郎とも共通の友人であった天竜寺の義山和尚に何か読むものがないかと相談したところ、「臨濟録」を渡され、「心配せずに行きなされ、骨はわしが拾ふてあげるぞ」といわれたという。同月十七日には銅山の新座敷で伊庭支配人の新任披露宴が開催されたが、広瀬や久保の親戚が乗り込んで来たということで、その場の雰囲気は殺気立っていた。

### 紛争の打開策

伊庭は、生前このときの内憂外患について、あまり語ることはなかったが、明治二十九年(一八九六)一月五日付の親友品川弥二郎宛て伊庭書状にその心情を吐露している(『品川弥二郎関係文書 第二巻』)。これによると伊庭は、品川が「別子の山に虫が湧いた」と指摘したことについて、別子の山に精神腐敗の「虫が湧いた」ことをすなおに



新居浜市惣開製錬所 (明治30年代)



品川弥二郎(『品川子爵伝』より)

認めた。その原因は、広瀬老人始、吾々が十分其元氣の流通に意を用ひざりし怠りの罪なりと存候」と述べ、広瀬や自分など経営トップが上下の意思疎通に十分配慮しなかつたためと反省している。伊庭は、現在の別子の内憂外患が重役と職員、または職員同士、はては会社と農民、意思の疎通を欠いた人心の荒廃が騒動の原因であると看破したのである。このままでは、住友の祖先に対し、先輩に対し、また世間に対して何とも申し訳ない。一步誤れば二〇〇年余り継続してきた別子の鉱業は途絶してしまふ。我山からもらった『臨濟録』の教えによつて、一身密に覚悟を定め、妻を捨、子を捨、家を捨、家財を捨、一身を捨、初て自由の働き活発なる妙境にも達し候は、虫し位は少しも頓着不致」との境地に達し、「茲に籠城と覚悟して別子山の鬼ともなるべし、又仏ともなるべしと大一決」して別子に乗り込んだのである。

ところが、伊庭は内憂外患を抱えながらも、表面上は何ら大改革を行わなかつた。ふつ々の経営者であれば、新任の勢いに任せて、人事の刷新や機構改革など小手先の対症療法に陥りがちであるが、伊庭はただ銅山へ登つては、数千の採鉱夫が油のような汗を流して働く姿に感謝し、また新居浜に下つては、製錬夫に感謝し、ただ山へ登つたり降りたりして、稼ぎ人に親しく声をかけるのみであつた。伊庭は、別子騒動の原因が人心の荒廃にあることを悟つて、その殺伐とした人間関係を和らげるには、経営トップの自らが現場へ降りていって、対話する必要があつた。当時の一般常識から見れば、それはまことに非常識なことである。馬鹿者に見えたことである。しかし、伊庭はあえて、「小生は馬鹿な仕事が好きなり」といい放つている。馬鹿に見える仕事こそ、時と場合によつては重要であると、まさに卓見である。このため、さしもの別子騒動も伊庭に感化されて、同年秋には静まりを見せたのである。大阪本店でも、十一月

十五日に広瀬宰平が総理人を辞職し、騒動は一段落した。

#### 四阪島への製錬所移転

明治二十七年(一八九四)、伊庭は荒廃した別子の山々を見て、自然の摂理に反すると心が痛んだ。人間は自然界の一部であり、元の青々とした姿にして大自然に返したいと、山林保護の方針を立てた。そのためには、亜硫酸ガス発生の原因となる別子山中での焼鉱や製錬を止め、いち早く燃料の新炭を石灰に替える必要があつた。そうすると、新居浜の海岸に面した惣開製錬所(たけひら)を拡張することになり、平野部での被害が激しくなつてしまふ。かといつて、このままもしなければ、別子山も新居浜も煙害によつて争いごとが起き、農作物や山林はもとより人心も荒れ果ててしまふ。補償金や慰労金というような、その場のぎの手段では根本的な解決とはならない。ましてや、大自然はそのようなもので復旧するはずがないと判断した伊庭は山でも平野でもない、その影響の最も少ないところに製錬所を移す決断をした。

明治二十八年(一八九五)一月、伊庭は新居浜の沖あい二〇キロメートルの四阪島をその候補地として、自分の名義で買い取つた。四阪島は、家ノ島(周囲一・五キロ)・美濃島(同三・三キロ)・明神島(同四・一キロ)・鼠島(同〇・八七キロ)の四つの島からなつており、家ノ島を工場にして、美濃島を住宅地とし、その間を埋め立てて港湾設備を置いた。まさに無人島に工場・港・社宅・学校・病院・郵便局など、五〇〇〇人が住むインフラ整備をしなければならなかつたのである。十二月一日に伊庭は、政府に四阪島製錬所の建設願を提出したが、これを機に隣接した町や村では製錬所の誘致運動が起つた。

#### 製錬所の誘致運動

明治二十九年(一八九六)一月十八日、西条町の福井幸八郎ほか四名は、新居浜村の西端に隣接する玉津村大字船屋(現、西条市船屋)への製錬所移転の伺書を住友に提出した。一方、明治三十年八月二十五日には、新居浜村の西方にある多喜浜村(現、新居浜市多喜浜)から製錬所誘致の相談があつた。同三

十五年三月の愛媛県知事への誘致請願書によると、運輸交通に便利な良港を有すること、多喜浜へ移転すれば、「一面住友氏工業ノ発達ヲ助長シ、一面地方ノ鴻益ヲ増殖ス、一挙両全ノ策ト云ウベシ」というのが誘致理由を述べている。

これら近隣町村の誘致運動に対し、明治二十九年二月二十八日に新居浜村村長の小野郵雄と金子村村長の土岐長蔵は、別子支配人伊庭貞剛宛てに、婉曲的な移転反対の意向を伝えている。実際、工場移転後の明治四十年に至り、新居浜町二八八戸、金子村二四五戸の住民は、町が衰微して困っているので、対岸の御代島に製錬所を再移転してほしいと、署名捺印した請願書を別子鉱業所に提出している。請願書には、「明治三十七年二至り、製錬所ヲ本県越智郡宮窪村字四阪島ニ移サレ、爾來新居浜地方ハ俄然衰微シ、農民ニ在テモ一利一害、其子弟等モ忽チ副業タル労働ノ道ヲ失ヒ、商人ハ勿論、漁業者ニ至テモ魚類ノ販売減少シ、大ヒニ困難仕罷在候」と、その窮状訴えている。町村当局者にとつて、地域社会の発展のためには、どうしても工場誘致を必要としたのである。

こうした、町村の動きに対して伊庭は少しも動することなく、当初の計画通り四阪島移転を執行するつもりでいた。

### 広瀬幸平の反対意見

ところが、明治二十九年（一八九六）三月に前総理人広瀬幸平は、一五代家長の住友吉左衛門友純に「別子鉱山工場、新居浜惣開移転ノ儀ヲ聞キ、驚愕ノ余リ卑見ヲ具陳ス」という上申書を提出した。その理由については「今ヤ退隠シ、容喙ノ權ナシト雖モ、此一大事件黙視スルニ忍ヒス、知テ言ハサルハ不忠、之レヨリ大ナルハナシ、敢テ尊嚴ヲ冒流シ、御家ヲ思フノ余リ、満腔ノ精神ヲ吐露シ、卑見ヲ具陳ス」と語っている。広瀬生涯の座右の銘は「逆命利君、謂之忠」であった。たとえ国家や主家の命令であっても、それが国家や主家の利益に反するならば、敢えて逆らうことが忠義であるというのが幸平の信念であった。今回も、引退したものがくちばしを差し挟むことは許されないと十分承知しながら、敢えてやむにやまれぬ気持ちから惣開製錬所の四阪島移転を反対したのである。その論拠はつぎのようなことであった。



広瀬幸平の四阪島移転反対具陳書（明治29年）

四阪島移転は新居浜住民に対する背信行為であり、煙害の苦情解決は賠償に勝るものはないこと。

煙害問題以外に、鉱毒水問題・漁業補償問題・隣区鉱業主問題への配慮が必要であること。

焼鉱法の改良や煙害防止が、四阪島への移転目的といっているが、それは時期尚早であり、別子山における焼木欠乏の恐れはないこと。

全山すべて禿げ山となるも、損害賠償で対処するべきであり、煙害のために四阪島へ移転することは、姑息な一時しのぎにすぎないこと。

煙害の解決策は損害賠償にあるのであり、過去の損害賠償の事例（別子銅山沿道の村落に扶持米・地代など支給を参考にすること。

無人島の四阪島に職員・労働者を移住させ、工場・港・社宅などインフラ整備が大変であること。

四阪島では、飲料水・工業用水が確保できないこと。

四阪島は燧灘の孤島なので、鉱石・物資が安全かつ定期的に運搬できないこと。

四阪島移転は、損害を広域化するので、将来の利害を考えて猛省すべきこと。

最後に広瀬は、むしろ「此移転ヲ廃止シテ、為メ二生スヘキ費用ヲ彼ノ賠償ノ資ニ投セハ、百年動力サルノ契約ヲナシ得ヘキト確信セリ」と、移転費用を

賠償金の元手にせよと進言した。もし移転がやむを得ないのであれば、毎年の利益を割いてまでも賠償金に当てよと主張した。

当時の一般的常識からすると、広瀬の上申書は至極もつともな意見であり、参考とすべき内容も多く含まれていた。煙害を解決するために、工場設備や社会的インフラの整った新居浜を離れて、水の出ない無人島へ製錬所を移すことは、広瀬を始めとする当時の常識人から見れば、それは全く破天荒な計画には違いなかった。

### 伊庭の四阪島移転上申書

明治二十九年（一八九六）三月、伊庭はこれに反論するデータを得るため、塩野門之助をキヤップとする別子鉱業所の設計部に、見積書の作成を命じた。同年六月、伊庭に提出された上申書によると、現在銅山の余裕のあるときに、遠大なる方針を立て、製錬法を一新して、将来の危急時に備えなければならぬ。しかるに、新居浜の惣開製錬所と別子山中の高橋製錬所との分散操業は、煙害問題から逃れる一時凌ぎに過ぎず、工業発展の大勢に反するばかりでなく、いたずらに資本金を費やすばかりであると批判し、両者を合併した一大製錬所を創設すべきであると再度強調した。その候補地は、四阪島と別子山中の高橋のどちらかであるとし、四阪島の方が、高橋よりも起業・営業費とも少なくて済み、産銅コストもわずかではあるが一八銭余り安価であると上申した。

同年九月伊庭別子支配人は、これをもとに広瀬の四阪島移転反対上申書に対する反論を「四阪島移転之義二付上申書」に記し、家長住友吉左衛門に提出した。その論拠をまとめると、つぎのようになる。

明治二十五年ころから煙害問題が発生し、その苦情は農民の脳裏に伏在していること。

焼鉱法の改良は、経済上からも煙害防止上からも不可避であること。

旧来の焼鉱によって禿げ山にしても、損害賠償で済ませようとするのは、

机上の空論で事実に適さないこと。

煙害被害地の全面買収は経済的にも道義的にも不可能であること。



伊庭貞剛の四阪島移転上申書（明治29年）

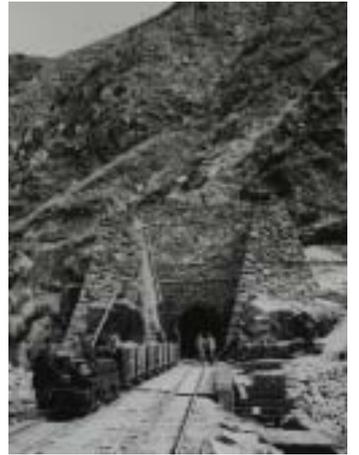
惣開は、周辺に農地があるので焼鉱ができず、干拓地のため安全な工事もできない、鉱滓（製錬の廃棄物）を捨てようにも海中が浅く、投棄地が狭隘なので、恒久的な大工場を置く場所ではない。

別子山への再移転は、起業費が莫大で施設が困難であり、立坑の昇降に障害があると、たちまち運輸が途絶すること。また、年々増加する鉱滓の捨場がなく、標高一二〇〇メートル（の高地では自然災害の危険がある。よって、別子山中への再移転は本末転倒の施策であること。

四阪島の移転は、燧灘の中央に位置し、四面とも亜硫酸ガスが陸地に到達せず、たとえガスが海上に広がったにびいても、海水に密着すれば水気と混ざり無害となること。また、工場の敷地を惣開の数十倍も取ることでできて工場拡張に容易であること。

天然の港湾があり、船舶が自在に係留できること。周囲の漁業権はすべて買収したので、鉱滓を投棄することもできるし、建造物の基礎が海面から一メートル以上の高さにあるので、いかなる暴風怒濤にも危害を受けない。焼鉱の改良は不適當という意見があるが、技術は日進月歩しているのだから、その装置は責任ある技師に一任するなど、移転には大いに利点があること。

四阪島移転により新居浜が衰微するといつが、新居浜には運輸・用度購買・機械・地所の諸課を残すので、四阪島との交通が頻繁となれば、その規模



第三通洞  
(明治30年代)



山根収銅所(明治36年)

も大きくなり、失業者がでることはない、その心配は杞憂に終わること。しかも製錬夫は、すべて新居浜隣村の子弟なので、四阪島移転とともに連れて行くし、新居浜の海運業者も四阪島への海運が頻繁となり繁栄をきたすであろうこと。

これにより、新居浜の農民はもう手をあげて移転を賞揚し、たとえ賞揚しなくても徹頭徹尾反対する者はいなくなると信じる。また、移転によって扇動者の動きを封鎖することができる。

扇動者は、四阪島の買収や漁業補償の契約が完結したため、その責め手を欠き、第三通洞の開削を製錬所移転の付帯工事とみて批判しているが、これは採鉱・運搬の一大事業であること。

以上、伊庭の論点は広瀬が移転に際して心配していることを、逐一丁寧に反証をしている。伊庭は、製錬所移転について多少の支障はつきものであるが、「大利小害ヲ忍ハサルヘカラス」ものであり、機が熟したいま、その即断即決を希望した。伊庭の四阪島移転方針は、煙害発生源の根本的な解決を目指したものであったが、水の出ない無人島に工場や港湾設備を建設し、住宅・学校・病院など社会資本を整備することは、はたから見ると「馬鹿な仕事」かもしれない。しかし、伊庭には将来別子の鉱石がなくなっても鉱石を買って製錬する買鉱製錬には、四阪島が便利であるとの判断もあった。ひたすら将来を信じて、他言に惑わされず、四阪島への移転を断行したのである。

最終的に、伊庭の上申書が家長吉左衛門の採用するところとなり、四阪島移

転が決定した。同年末には政府からも移転許可が下り、翌三十年二月八日から移転工事が着工された。当時、国会では足尾銅毒事件など国会で議論されていたので、鉱毒調査会を設置して、全国の主要鉱山に改善命令を発していた。明治三十一年、政府は別子銅山に対しても別子山の坑水処理や四阪島への早期移転命令を発した。

明治三十七年七月、四阪島製錬所はようやく完成し、翌三十八年一月から操業を開始した。当初の四阪島起業費は五〇万円余であったが、着工時には九一万円余に、完成時には一七三万円余に膨張していた。これは別子銅山の二年分の純利益に相当していた。

また採鉱本部として、標高七五〇メートルの第三通洞口の東平に四阪島へ運搬する鉱石の貯鉱庫を建設した。貯鉱庫から鉱石はドイツ製のフルブライト式索道で下部鉄道まで下ろし、新居浜港からは曳かれ舟で四阪島まで運んだ。また、広瀬空平が指摘した坑水問題については、明治三十五年八月十八日に第三通洞が完成したので、すべての坑内水は第三通洞に集められ、三十八年十一月には国領川水系に流さないよう第三通洞から新居浜惣開の海岸まで、総延長一六キロメートル余に及ぶ煉瓦製の坑水路が完成した。途中、東平と山根に収銅所が設けられ、坑水は中和処理された。

## 五 別子銅山の大規模植林

### 本荘種之助の山林上申書

明治二十七年(一八九四)六月十一日、別子鉱山土木課長の本荘種之助は、植林事業の刷新を図るべく、「山林之義ニ付上申書」を別子支配人の久保盛明へ提出した。本荘は、伊庭と同郷の親類なので、裁判官時代の伊庭が保証人となって住友へ入社させていた人物であった。翌月、久保が更迭され伊庭が別子支配人に就任すると、即座にこれを採用したが、その要点は次のようになっていた。

別子鉱山の鉱山備林は、そのほとんどが禿げ山であり、諸建材・坑木、薪



本庄種之助

炭に至るまで欠乏している。その七番山も、近年建築用材に全山の三分の二が伐採される惨状なので、以後の立木伐採を禁止したい。

当面一〇万円で良材を購入し、急増する建築用材に当て、良材の濫伐を防ぎ永年に供給できるようにしたい。

近隣山林での新材伐採は、ほぼ限界にきたので、これを石炭に代用するとともに、遠くの山林から調達するためには、馬道・索道の開設を必要とする。

地理方所管の山林六四〇〇町歩余の収支を明らかにすること。

伐採利益の一部を植林費に当て、植林をますます拡張すること。

植林を拡張する一方で、稚樹・嫩木を育成し、良木の濫伐を防止すること。

次いで具体的方策として、地理方・培植方・伐採方を置いて山林を管理させることにした。地理方では、正確な山林台帳を作り、毎年の収支を明記した年表を作成すること。培植方では、配下の山林係が製炭林・新材林を所管し、これに区画を定めて適した植樹・伐採を行い、立派な森林に育成すること。伐採方は所有山林や備林が永續することに留意し、伐採ばかりに目を向けず、業務の傍ら世間一般の木材相場を調査し、利益があれば木材購入も視野にいれること。

以上、本庄の提言は、鉱山備林永續のために山林係が、製炭課所管の山林も一まともに管轄し、計画的な山林経営を行うこと、鉱山のエネルギー需要は石炭に転換すること、当面の必要な坑木等の用材は購入で凌ぐことを提言し、山林保護と植林の重要性を強調したのである。

## 伊庭貞剛の植林思想

伊庭貞剛の故郷、滋賀県南部の田上山系は、奈良平城京の建設や信楽焼の薪

炭として濫伐され、その土砂が草津川・天神川など数多くの天井川を生み、琵琶湖から唯一流れ出す瀬田川（淀川水系）の川床を上げ、琵琶湖周辺の住民は長年にわたり水害に悩まされていた。明治政府は瀬田川に水量調節の洗い堰を設けるとともに、土砂流入を根本的に解決するためオランダ人ドレーケを御雇い外国人として雇い、彼の築港技術で田上山系に砂防ダム工事実施するとともに植林事業を始めた。これにより、田上山系はわが国砂防ダム発祥の地となっているが、伊庭は植林事業の重要性を早くから感じ取っていたものと考えられる。これに加え、初代山林局長の品川弥二郎とは無二の親友であり、ますます植林事業へ傾倒していったのであろう。はからずも、別子支配人就任と同時に煙害問題に遭遇し、煙害で荒れ果てた別子の山々を突見したのである。そこで本庄の山林上申書を目にした伊庭は、「このまま別子の山を荒蕪するにまかしておくことは、天地の大道に背くのである。どうかして濫伐のあとを償ひ、別子全山をあをあとした姿にして、之を大自然にかへさねばならない」という大方針をたてて、積極的に植林事業を開始したのである。

## 設計部と山林課の設置

明治二十九年（一八九六）十月、伊庭貞剛は別子全山の企画経営を考えた



全山測量係の地図（明治38年）

め設計部を設置し、同三十一年に氣象観測所（三十五年に測候係と改称）を、翌三十二年に測量係（三十五年に全山測量係と改称）を置いた（別子鉱業所実際報告書）。自力で別子銅山周辺の天候・温度・降水量・風力などの基礎データを集め、併せて山林・土地などの全山測量に着手したのである。全山測量係の測量範囲は、東は四国中央市の一部から西は西条市の一部まで、北は新居浜市

から南は高知県の本川村・大川村の一部まで、約四〇〇平方キロメートルに及ぶものであった。ちなみに、国のこの地域における測量事業は、明治三十九年の陸軍陸地測量部の五万分の一が最初であり、当時六〇〇〇分の一という精密な地図を、国に先駆けて民間で実施した意義は大きい。

明治三十一年五月九日、伊庭は従来の製炭課を山林課と改称し、土木課に属していた植林・伐採事業を同課に移して本格的な山林事業を開始した。山林課は、植林・伐採事業を中心に製炭課の業務を引き継いだので、地理係、培植係、木材係、製炭係、運搬係、貨糧係が置かれた。これが、現在の住友林業株式会社のルーツである。山林課では植樹・造林事業について、ともに息の長い永遠の事業であり、数十年後でなければその成果は現れてこないが、成育の後は新炭の原料はもとより、坑木・用材となり、間接的には土砂止めなど水源涵養の役目を果たす重要な産業であることを認識していた。今後、本格的な山林事業を展開するためには、ぜひとも専門技師の必要が生じた。明治三十一年六月、親友品川弥二郎の関係から山林局長志賀重昂の推薦により、東京農科大学（東大農学部の前身）出身の林学士籠手田彦三を雇い入れて、その指導のもと計画的な植林事業を開始した。同年山林課は、将来の課題について次のように述べている。

木材価格を安価にして、別子鉱山各課の事業に役立つ一方、山林課の経済的自立を図る必要があること。

木材係は、坑内支柱・用材・焼窯など一定の諸材を備蓄するが、坑内支柱に限り里方で購入運搬すること。今後不足する用材は、高知県内の官林払下げ木か、九州地方から購入する予定。

第一備林（江戸時代以来の借用国有林）のうち七番山は伐採禁止とするこ

と。

従前の伐採跡地には、順次造林を施し、林相を回復すること。所要の新材四七万貫目（一七六一・五トン）は、将来植林した山から供給したい。

培植係は、別子山周辺から高知県方面にかけて、毎年二〇〇万本の新規植

林を行うこと。

地理係は、境界調査の査定等、山林経営に緊急を要する事業であること。製炭係は近年の石炭など、木炭に代わる燃料の増加により、自然その需要が減少傾向にあるので、高知県（高敷）での製炭高を三六万貫目（一二五〇トン）、運搬高を三〇万貫目（一二二五トン）に抑制すること。

伊庭は山林事業を将来独立した事業にするため、毎年の新規植林二〇〇万本を達成し、所要の用材は購入して伐採事業を縮小し、大規模造林計画を立てたのであった。そのため、木炭から石炭へのエネルギー転換が進み、明治二十六年の木炭消費高は約九〇〇〇トンであったが、三十年代には一〇〇〇トン台に抑えられ、代わりに石炭消費高が五〇〇〇トンから二万トン台へと急増したのであった。

### 別子山の森林計画と植林本数

明治三十二年（一八九九）八月、別子大水害が発生し五三人の犠牲者を出し、植林事業を手がけたばかりの籠手田技師は志半ばで殉職した。これにより、同年十一月に別子事業所本部は新居浜に移転し、山林課も新居浜を本拠に籠手田技師と同学の八戸道雄・山村亀太郎の両技師を雇い、施行案（以下、森林計画と記す）の策定を引き継いだ。

明治三十六年六月に山林課

は森林計画規則の「林況調査内

則」全六三条を制定した。

これを分類すると、森林区画

（事業区・輪伐区・林班・小班

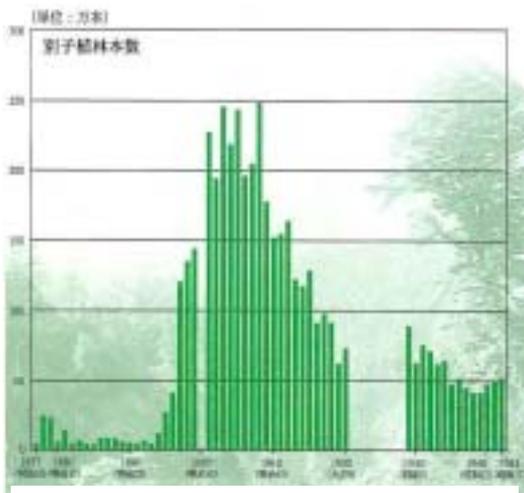
の設定）、森林測量（森林区画

の境界確定と実測）、地況調

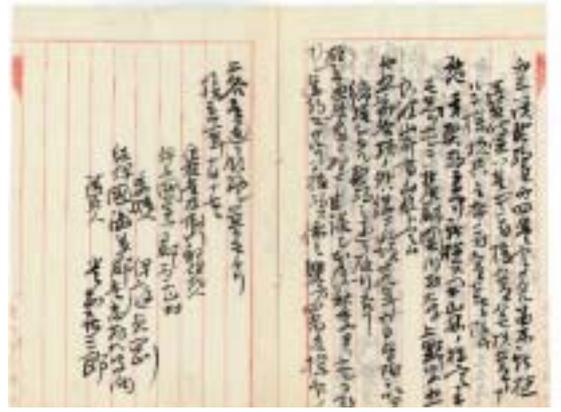
査（各小班ごとの地勢・土壌等

の調査）、林況調査（各小班ご

との樹種・作業法等の調査）、



植林本数 (1877年-1942年)



伊庭貞剛の植林契約書 (明治31年分)

森林に関する沿革・経営等の調査  
 森林図の調整(事業区ごとの基本  
 図・林相図の作成)、 附則(森林調  
 査員・森林調査成績表)の規則から  
 なっていた。同年九月、この規則に  
 基づき所有山林の境界査定・林況調  
 査・測量が開始された。こうして、  
 明治三十八年から大正四年(一九一  
 五)にかけて、七番山事業区など一  
 九の事業区が設定されたが、その事  
 業区面積は所有林約一万二〇〇〇  
 町歩に借用国有林の第一備林六六  
 二六町歩を加えた面積であった。各事業区では輪伐期が設定され、植林から伐  
 採まで約一〇〇年周期を繰り返す持続林業が実行されたのである。

明治二十七年、伊庭が別子に赴任するまでの植林本数は、年平均六万本に満  
 たなかった。それが赴任した年に一萬本余となり、二十八・二十九年は四〇  
 万本前後に増加し、三十年には二二〇万本余、三十一年には一三五万本、翌三  
 十二年には一四五万本と、毎年一〇〇万本を超えるに至った。伊庭は、明治一  
 十七年に別子山に隣接する五良津山一四四九町歩余へ檜杉の植林開始に当たり、  
 専門家の知識が必要として、和歌山県貴志村(現、和歌山市)の貴志喜三郎と  
 植林の請負契約書を締結した。その苗木は吉野地方の良種を精選することにし  
 ており、先端技術を有する吉野式造林業を採用したのである。明治三十二年八  
 月には別子大水害があり、伊庭やその後継者はこれを深く反省し、植林本数を  
 年平均一九〇万本(一八九七～一九一一年)にまで推進した。別子の緑を早期  
 に回復させるため、数多くの樹種が研究され移植されたが、本来四国にない長  
 野県産のカラマツや白樺が別子の風土に適合し育ったのは興味深いエピソード  
 である。

伊庭の別子赴任前後から明治二十八年まで投資された起業資金は四六二万

円余に達したが、四阪島の移転(一七三万円余)・植林(一九万円余)・坑水路  
 (二二万円余)など環境対策にその約半分が使用されたのであった。

## 六 住友の総理事として

### 事業の多角化

明治二十七年(一八九四)十一月に広瀬幸平は辞任したが、後任総理人の任  
 命はなく、後事はすべて伊庭別子支配人に一任され、別子在勤のまま事実上総  
 理人の業務を代行することになった。伊庭は、広瀬の「剛」に対して「柔和」  
 の人であった。翌二十八年五月四日、第一回の重役会議が大阪本店と別子鉱山  
 の中間点である尾道支店で開催された。伊庭別子支配人をはじめ、田辺貞吉本  
 店支配人、豊島住作・田挺吉・谷勘治・服部聚の各理事が集まり、住友銀行の  
 創設、本店の移転新築、海外貿易の拡張、石炭業・神戸茶業の方針、蔵目喜鉱  
 山の改革等が決議された。同年十月一日に住友銀行が開業



尾道会議議事録 (明治28年)

し、三十年四月一日には別子産銅の加工・製  
 品製造を目的に住友伸銅場(現、住友金属・  
 住友電工・住友軽金属の前身)を設立した。  
 翌三十一年五月九日には、別子鉱山の  
 土木課と製炭課に属していた山林事業  
 を山林課(現、住友林業の前身)とし  
 て独立し、山林課と土木課(現、三井  
 住友建設の前身)が個別に事業展開で  
 きるようになった。三十二年七月一日に  
 は住友銀行から倉庫部門を分離独立し、  
 住友倉庫を設立した。こうして、伊庭  
 の時代に現在の主要な住友グループ各  
 社が設立されたのである。

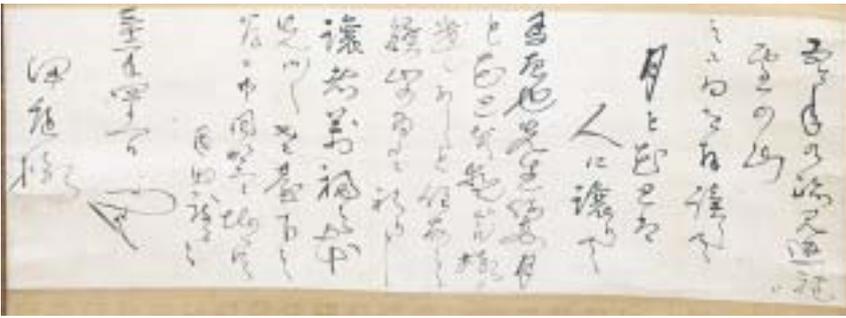
## 家法の改正

また、明治二十九年（一八九六）十月一日、伊庭は住友家法が実体にそぐわなくなつたので、大幅に改正した。その要点は、重任局を廃し、重役会で重要事項を審議すること、総理事を総理事と改称すること、従来、支配人の下位にあつた理事を支配人の上位とし、理事を重役として重役会の構成員とすること、ただし、場合により特別に支配人・副支配人も重役に列することができることなどであつた。ここに、住友の決

議機関は重役会に統合一本化された。当時の重役は六人であり、総理事は欠員であつたが、伊庭・田辺貞吉の両理事がそれぞれ別子鉱業所・住友銀行の支配人を兼任し、本店支配人に田艇吉、神戸支店支配人に谷勘治、若松支店支配人に豊島住作、別子鉱業所副支配人に小池鶴蔵を配した。

## 大阪本店への帰任

品川弥二郎書状（明治32年）



明治三十二年（一八九九）一月、伊庭は別子在勤五年を経て、後事をすべて鈴木馬左也に託して大阪本店に帰任した。前年十二月十七日、実家の長男貞吉宛て書状には、「一身も至極健全、一之病氣二もかゝらで大きいりで、来春帰阪之歳を得候八、何より之幸福如何なる仕合せ」とあり、明治二十七年の悲壮な覚悟から五年の歳月を経て、別子の騒動を収め、新居浜の煙害問題にも一区切りを付けた喜びがひしひしと伝わってくる。「この喜びは、かつて苦難をそつと打ち明けた品川弥二郎にも伝えられたが、品川はさつそく三十二年四月一日に返書を寄せ、ぬしの誠が美寿満の坑にとどきし力は鬼神、愛ひ妻子も吾身も忘れ、ぬしへ忠義の山稼」と、かつての苦

難の書状を俗謡にもじつて言祝いだ。

また、伊庭の書状には「五ヶ年の跡見返れば雪の山」という付け句があつたが、これを読んだ品川は「月と花とは人に譲りて」と返句し、伊庭の無欲な潔よい離任を賞賛した。伊庭の仕事のやり方は、「難事にはおのれ進んでこれに当り、難事去ればおのれ退いて後進に道を譲る」、これが伊庭流のやり方であつた。

## 事業は人なり

明治二十八年（一八九五）九月、伊庭は東京大学法科を卒業したばかりの吉田真一（後、住友銀行重役）を学士第一号として住友に入れた。伊庭はつねづね若い人材を育てて将来の指導者にしたいと考えており、親友の品川弥二郎に頼んで入社させたのが山口県出身の吉田であつた。翌二十九年五月に後継の総理事候補として鈴木馬左也（三代住友総理事）を入れ、三十二年五月には小倉正恆（六代住友総理事・近衛内閣の大蔵大臣）を抜擢した。いずれも内務官僚であつたが、鈴木三五歳、小倉二四歳と若い人材であつた。明治三十三年、伊庭は商務研究のため洋行する小倉に対して、「住友は単に住友の為に洋行させるのではない、広く世の中の為めにあれかしと希望してあるからである。（中略）帰つてから住友以外でやった方が良くと思ふならば、住友を辞めて外へ行つてやつてよらしい」と述べている。

伊庭貞剛と河上謹



明治三十年一月二十三日、伊庭は住友総理事心得となつたが、同三十二年三月に日本銀行理事の河上謹一を迎えるに当たり、河上と同格の理事に降格して礼を尽くした。そのため河上は伊庭に心酔し、終生心の友となつた。その後、伊庭は続々

と日本銀行の文書局長上村俊平、計算局長の藤尾録郎、西部支店長の志立鉄次郎などを招聘した。彼らは日銀の人事内紛で辞めた人たちだったので、側近の者は政府にいらまされると心配したが、伊庭は「これらの諸豪を野に放つたままであるなら、政府にとってかなり心配である。しかしいま住友が一斉に招聘するといえ、これほど安心なことはない」と述べている。またわが住友にとつても、天下の人物を萃めるには今日を措いて他にない」と述べている。伊庭は、国家に役立つ人材ならば住友はその宿り木になつてもよいという考えであり、この機会に良い人材を集めようとしたのである。実際、上村はまもなく住友を辞して大阪市長となり、志立は日本興業銀行総裁となつてゐる。三十三年五月二十一日には日銀組の手によつて「住友家会計規則」が制定され、住友の会計・監査制度は面目を一新することになった。伊庭は、つねに大所高所から国家のための人材育成を考えていたのである。

### 総理事就任と事業精神の確立

明治三十三年（一九〇〇）一月五日、伊庭は総理事に就任すると、事業方針について「住友の事業は、住友自身を利用するとともに、国家を利し、かつ社会を利用する底の事業でなければならぬ。（中略）さらにもし、その事業がほんとう



伊庭貞剛の総理事辞令通達  
(明治33年)

に日本のためになる事業であつて、しかも、住友のみの資本を以てしては、到底なし遂げ得ないほどの大事業であるならば、住友はちつぽけな自尊心に囚われないで、何時でも進んで住友自体を放下し、日本中の大資本みよつという雄渾な大気魄を、

家と合同し、敢然これをやりあげて絶えずしつかり蓄えていねばならない」と述べた。伊庭の事業観を大成した言葉である。

また、伊庭が大切にしていた座右の銘が、「君子財を愛す 之を取るに道あ

り」である。禅宗の『宗門無尽燈論』という本の中にある一節であるが、伊庭は裁判官をやめて会社員になるときに、「この言葉が心の支えになった。つまり、君子、立派な人間というのは財産を愛する。それと同じように、企業というのは「業を企て」儲けるためにつくつたのだから、正々堂々と儲けて恥じることは何もない。ただし、儲けるに当たつて、人の道（道徳）に外れるようなことをしてはいけない。そして、儲かつたお金は社会のために尽くすべきであるといふことになる。四阪島への移転、別子山の植林などすべてこの方針に沿つたものであつた。現在で言うCSR (Corporate Social Responsibility) 企業の社会的責任の先覚者であつた。

## 七 引退とその後の煙害問題

### 老人の跋扈

明治二十年（一八八七）伊庭は、故郷の琵琶湖が見渡せる石山に山林を買つて、ここを終焉の場所と定めた。引退する一七年前のことである。明治三十三年一月、住友家の総理事となつたときも「最高の位、最高の禄、これを受くれば久しく止まるべきではない」というのが、その信念であつた。就任から四年後の三十七年七月六日、伊庭は「老人は少壮者の邪魔をしないようにするといふことが一番必要だ」と認識し、また同時に「事業の進歩発達に最も害をするものは、青年の過失ではなくて、老人の跋扈である」との信念から、五八歳の若さで引退した。理事の河上謹一や田辺貞吉もこれに従つたことは言つまでもない。伊庭は、青年の功名心からくる過失はいたしかたないが、老人が地位と名誉に拘泥し、はびこることに耐えられなかった。老人がいつまでもはびこることは、上下の意志疎通を欠く「虫」が生じ、このために後進のやる気をなくし、ひいては組織を崩壊に導くものと感じ取つていた。

### 晩晴にあこがれて

「いくたびか 浮きつ沈みつ ながらへて 鳩トビの湖辺に 身をよするかな」

とは、明治三十七年（一九〇四）七月における伊庭引退の辞である。琵琶湖の南端、滋賀県大津石山の別荘「活機園」に隠棲し、湖舟・石山・幽庵・幽翁などと号して、悠々自適の日々を送った。琵琶湖の波間に見え隠れする水鳥の姿を、自分の人生と重ね合わせながら、いまこうして安泰に過ごせることを感謝していた。伊庭は別荘建築に当たって、かつて別子離任に際して職員一同から餞別としてもらった土佐の梅材柱を和館の柱として用いた。思い出深い別子在任の記念としたのである。また、別荘名の「活機」とは、俗世を離れながらも人情の機微に通じるという意味で、隠棲後も活機園を訪れる者が絶えなかったという。

伊庭晩年の漢詩に、「白髮老来心自空（白髮老いて来たりて、心おのずから空なり）、花開花落幾春風（花開き花落ちて幾春風）、山河草木是吾友（山河草木これ吾が友）、天地有情性相同（天地有情、性相同じ）」がある。「年をとつてすつかり白髪になり、心は自然と空の境地になった。花が開き花は散り、幾度春風がめぐってきたことだろう。見渡せば山も河も草木も皆な私の友達である。この世に生きとし生けるものすべて性質は同じなのだから。」という意味である。伊庭は、この地上生物すべてが自然界の一部であり、人間のわがままだけが許



活機園（大津市）

されるはずはないと思っていた。伊庭は「晚晴」にあげられた「晚晴」とは、大器晩成の「晩成」の対極にあるもので、人為的になるうとするのではなく、自然に会得する境地なのである。それこそ、人間は自然界の一部として生かされていた

だいているという謙虚な気持ちを忘れず、自然への深い畏敬の念に到達していたのである。

## 煙害問題から学ぶもの

明治三十八（一九〇五）年一月、四阪島製錬所が操業を開始すると、煙害は予想に反して愛媛県東部一帯に拡大し、大きな社会問題となった。広瀬の不安は、思わぬかたちで的中したのである。田中正造もいっしょに、「予期せぬ被害」というのが二〇世紀初頭の公害問題であった。伊庭は製錬所の落成に際し、「これぞ吾精神を凝して勇断せし最後の事業也」と述べて、二〇世紀の課題に果敢に挑戦したのである。ちょうどこのころ、アメリカでもテネシー州とジョージア州の州境にある製錬所で煙害が発生し、脱硫装置で解決した。四阪島の煙害問題は、まさに世界史における同時代的な公害問題だったのである。

当時のわが国では、別子だけではなく、足尾・小坂・日立等の諸鉱山でも鉱毒・煙害被害が発生しており、帝国議会でも問題となっていた。明治四十一年、



鈴木馬佐也（明治30年）



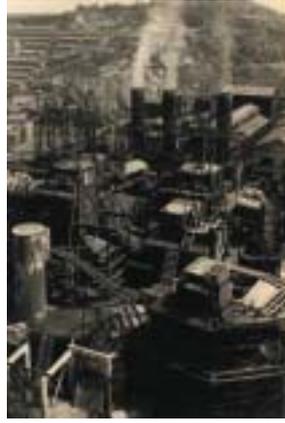
第1回煙害契約書  
（明治43年）

別子へは農商務省から山林局や農事試験場技師の技師が煙害調査に訪れ、農作物のサンプルを採集した。同年八月に東予一帯の農民は、煙害除害同盟会を結成して新居浜の別子事業所へ押し掛け、翌四十二年一月には地元選出の衆議院議員を通じて煙害救済請願書を帝国議会に提出した。同年四月、政府は鉱毒調査会を設置して諸鉱山の被害調査に本腰を上げたが、別子では農事試験場長の古在由直と米丸忠太郎技師愛媛県農会の岡田温技師などが調査に当たり、農作物への煙害被害を明らかにした。『農業技術研究所八十年史』「散策と思索」。現在、そのサンプル標本三三〇〇点が茨城県筑波の農業環境研究所に保存されている。



四阪島製錬所のペテルゼン式硫酸工場

明治四十二年八月、伊庭の意向を継いだ鈴木馬左也（住友三代総理事）は、尾道会議で農民代表に煙害賠償金以上の資金を掛けて除害設備を設置したいと答弁したが、意見がまとまらなかった。翌四十二年七月、伊庭貞剛と面識のある伊沢多喜男が愛媛県知事として赴任すると、住友と農民代表との斡旋に乗り出し、第一回の煙害協議会が農商務省で行われた。同年十一月九日、農商務大臣の裁定で煙



中和工場（戦後）

害賠償契約書を締結したが、金銭面の補償だけでなく、生産制限や技術の力によつて煙害を解決することが取り決められた。住友では、製錬所の煙突を六本煙突や大煙突に改造するなど、さまざま試行錯誤を繰り返しながら、ようやく昭和四年（一九一九）にペテルゼン式脱硫法で亜硫酸ガスの脱硫に成功し、同十四年にはアンモニア中和法を併用して煙害問題を克服した。

この脱硫装置研究の原動力となったのが、明治四十三年に農民と締結した「煙害賠償契約書」の年産二〇万トン以下という生産制限であった。自由主義経済のなかで、企業みずから生産制限を設けることは収益を犠牲にすることであり、この矛盾を克服するために煙の出ない製錬所を研究したのである。その脱硫技術の研究から農民に役立つ硫酸という化学肥料が生み出され、新たな産業が創出された。その意味で、この契約書は地球温暖化を防止するため温暖効果ガスの排出を規制した、京都議定書の前駆精神を先取りしたものとさえいえる。

### 実話としての「木を植えた男」

一方、伊庭は荒れ果てた別子山を見て自然の摂理に反するとして、毎年二〇万本の木を植えて大自然の姿に戻そうとした。現実の煙害だけでなく、地球環境に目を向けていたのである。昭和四十八年（一九七三）、別子銅山は二八三年にわたる歴史を閉じたが、別子の山々は緑に満ちあふれている。世界中で読まれているジャン・ジオノの『木を植えた男』という本がある。フランスのプロバンス地方で羊飼いが禿げ山に種をまき、山を緑に戻すと小鳥や小動物が戻って豊かになったという話であるが、これは昭和二十九年に刊行されたフィクションである。環境問題が切実となった現在だからこそ読みつづけられているが、伊庭が行った植林は、緑なす別子の山々を見ればわかるように、一〇〇年以上前に実行された事実である。



別子銅山全景（明治14年）



別子銅山全景（現在）

## 貞剛の遺言・つねに理想に望んで・

大正十五年（一九二六）十月二十三日、伊庭は大津石山の活機園にて八〇歳で亡くなり、近江八幡市西宿の生家近くの伊庭家墓所に埋葬された。伊庭は煙害解決の快挙を見届けることはできなかったが、別子の山々によみがえった緑を見て、「わしの、ほんたうの『事業』」と語っている。生前の伊庭は、事業の目的について「あくまで現実を重んずるも、現実には困われず、常に理想に望んで現実に先んずること唯一歩なれ」と語っていた。事業というものは、つねに現実問題がつきまとうが、そればかりに目を奪われて、理想という大きなビジョンを忘れてはならないというのである。また、「早く楽をしたいというような考えでなく、ある一つの目的を確乎と握って、一代で出来ねば、二代でも三代でも懸けてやる位の決心で、一生懸命に人事を尽くすなら、成功は天地の理法として自然に來るものである。」とも語っている。現在の環境問題を予見した重い言葉である。



伊庭家の墓地と新幹線

である。また、「早く楽をしたいというような考えでなく、ある一つの目的を確乎と握って、一代で出来ねば、二代でも三代でも懸けてやる位の決心で、一生懸命に人事を尽くすなら、成功は天地の理法として自然に來るものである。」とも語っている。現在の環境問題を予見した重い言葉である。

## 【参考文献】

- 西川正治郎『幽翁』（文政社 1933年初版、1981年住友修史室復刻）。
- 末岡照啓編『広瀬幸平と伊庭貞剛の軌跡』（新居浜市広瀬歴史記念館・住友グループ広報委員会 2005年）
- 『住友別子鉱山史』上巻・下巻・別巻共著 住友金属鉱山株 1991年）
- 『住友林業社史』上巻・下巻・別巻（共著 住友林業株 1999年）
- 末岡照啓「一九世紀末、別子鉱山の環境対策に挑んだ伊庭貞剛・四阪島への製錬所移転をめぐる」（『住友史料館報』第31号 2000年）
- 末岡照啓「四阪島製錬所が挑んだ20世紀の環境問題」（『四阪島物語』住友金属鉱山株式会社 2005年）
- 末岡照啓「住友別子銅山の開発と環境対策」（『季刊 環境研究』第156号 2010年）

## あとがき

第一九回の全国環境自治体会議に向けて本書執筆中の三月十一日、東日本一帯は突然の大震災と津波におそわれた。多くの被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

二一世紀は、地球規模の環境問題が大きな課題となっている。経済発展と自然環境の調和が世界的に問われている折柄、まぢかに起こった大災害に心を痛めている。こうした中で、伊庭貞剛が一〇〇年前に別子銅山の環境対策に活躍した新居浜で、全国環境自治体会議が開催されることは、被災地の未来復興へ向けても意義あることだと考えている。

我が国の一九世紀末から二〇世紀の一〇〇年余りは、欧米先進諸国へ遠いつくための産業革命と技術革新の時代であった。別子銅山でも広瀬幸平（初代住友総理事）がフランス人技師を雇い、職員をフランスに留学させ、新居浜に近代的な製錬所が完成した。もうもうと吐き出される重硫酸ガスの煙は繁栄の象徴であり、その煙は我われに明るい未来を約束するかに見えたが、それは農作物を枯らし、緑なす山林を禿山と変えた。広瀬の後任、伊庭貞剛（住友二代総理事）はこれを解決するため製錬所の四阪島移転と、別子山への植林を決断した。ところが、四阪島製錬所が稼動すると、予想に反し東子一帯に広がった。当時アメリカでも煙害が発生しており、世界史における同時代的な公害問題であった。伊庭の在任中には解決できなかつたが、彼の意思を引き継いだ歴代の経営者は、四阪島製錬所の生産制限を行いながら、これを克服するため重硫酸ガスから肥料（硫酸）を製造し、ようやく二〇世紀半ばに脱硫設備の完成によって煙害問題を解決した。

一方、伊庭は荒れ果てた別子山に毎年一〇〇万本を植える木を植えて大自然の姿に戻そうとした。世界中で読まれているジャン・ジオノの「木を植えた男」という物語がある。環境問題が切実となった現在だからこそ読みつけられているが、伊庭が行った植林は、緑なす別子の山々を見ればわかるように、一〇〇年以上前に実行された事実である。

伊庭貞剛の伝記には「幽翁」がある。彼の人となりについて語り尽くした名著である。この小伝では、「幽翁」を参考にしつつも、あまり触れられていない別子銅山の環境対策について一次史料で記した。本小伝によって、温室効果ガスの削減を精励した「京都議定書」における精神の源流や、二一世紀の課題である生物多様性の確保と再生エネルギーへの転換などを考える契機にして頂ければ幸いである。

編集に当たり久業裕可氏の御世話になり、写真掲載には住友金属鉱山株式会社・住友林業株式会社・別子銅山記念館・住友史料館のご協力を得た。記して感謝の意を表したい。

二〇一一年四月

著者識

## 伊庭貞剛小伝

—環境対策の先駆者—

平成23年4月29日 発行

著者 末岡 照啓  
Sueoka Teruaki

編集 新居浜市広瀬歴史記念館  
〒792-0046  
愛媛県新居浜市上原二丁目10番42号  
TEL (0897) 40-6993 FAX (0897) 40-6334